

**2023年11月20日
東電刑事裁判**

**最高裁前アピール
「最高裁は口頭弁論を開き、
高裁判決を破棄するよう求め
る署名」提出**

**逆転勝利をめざす集会
弁護士会館クレオ**

福島原発告訴団・支援団・弁護団

弁護士海渡雄一・大河陽子・甫守一樹



正義の女神「デミス」の持つ、剣は「力」、天秤は「公正」、その目隠しは前に立つ者の顔を見ない、すなわち、法は貧富や権力の有無に関わらず、万人に等しく適用されるという「平等」の理念を表している。

第1部 東電刑事裁判の現在



2023年1月18日 東京高裁 無罪判決に怒りの抗議

高裁無罪判決への 怒りの上告



- ・2023年1月18日 東電刑事控訴審判決 控訴棄却
 - ・2023年1月20日 上告を求める上申書を提出
- 告訴団・支援団、被害者参加代理人がそれぞれ提出刑事控訴審判決は、一審判決をそのまま、無批判に是認した判決であり、この事故によって、命と生活を奪われた被害者・遺族のみなさんの納得を到底得られない誤った判決。
- ・事故対策を基礎づける科学的な知見について「現実的な可能性」を求めることは、地震学の現状からして、明らかに間違い。
 - ・このような判決は、必要な事故対策をしないことを免罪し、次の原発事故を準備する危険な論理。

2023年1月24日 指定弁護士が上告

2023年9月13日 指定弁護士が上告趣意書を提出



上告趣意書の内容を説明する指定弁護士団

(NHK 2023年9月13日「東電強制起訴裁判 指定弁護士が有罪主張の書類を最高裁に提出」)

上告の趣旨

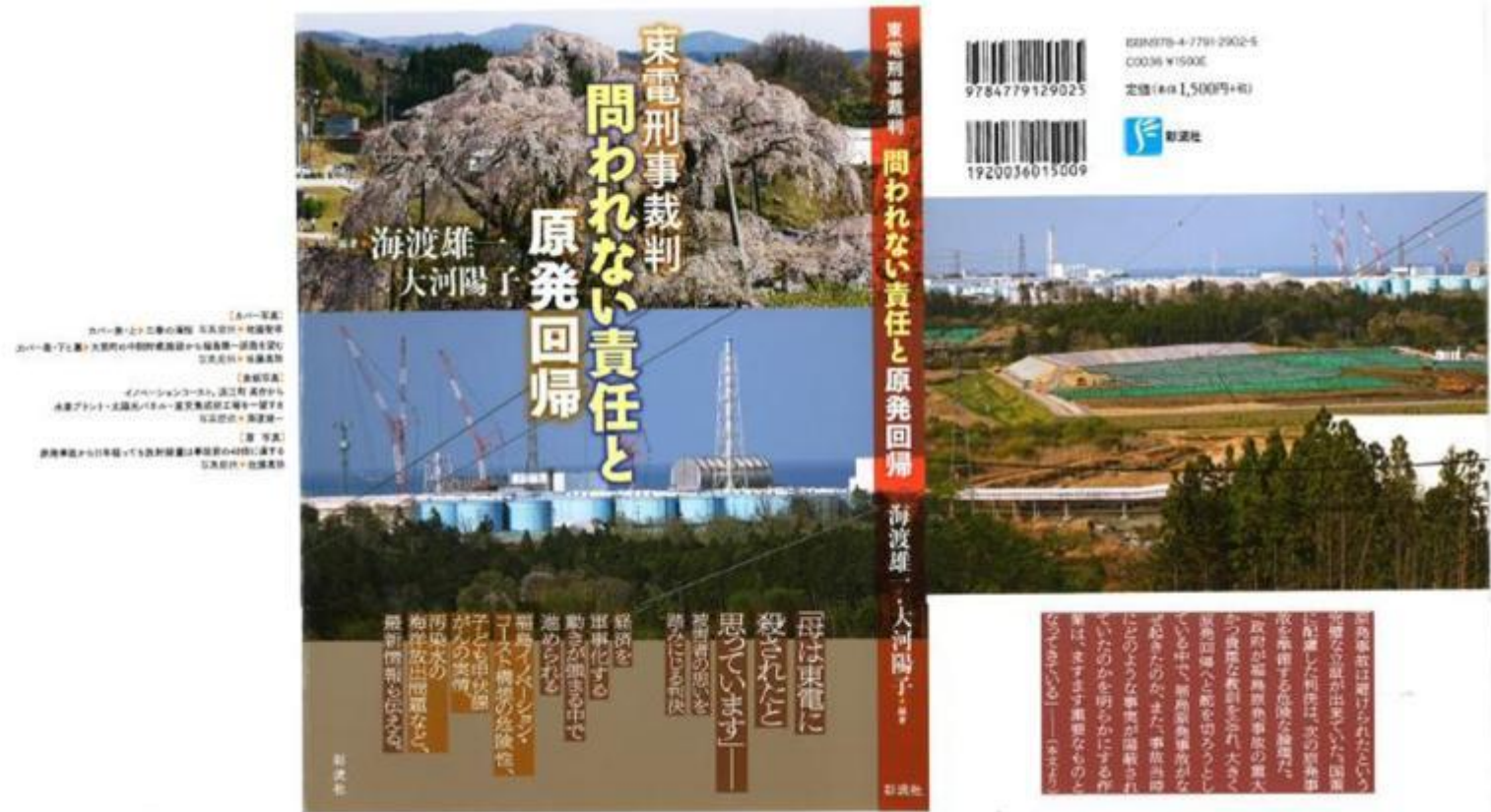
「指定弁護士の控訴を棄却し、被告人らを無罪とした第一審判決を維持した原判決には、これを破棄しなければ著しく正義に反する判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認、審理不尽（刑事訴訟法411条3号）、及び法令の違反（同条1号）がある。」

**上告趣意書提出
最高裁で逆転勝
利を目指す！**

『東電刑事裁判 問われない責任と原発回帰』

編著：海渡雄一、大河陽子（彩流社 2023年9月刊）

刑事控訴審判決の問題点を
まとめた本を出版しました！



本の構成

第1部 東電刑事控訴審判決批判

第2部 福島原発事故を忘れるな

第3部 2011年3月11日の前後に起きていたこと

第2部 指定弁護士による 上告趣意書 の内容

1 地震・津波 対策に現実的 可能性を求めて はならない



津波の現実的な可能性を求めることは、
対策の放棄につながる

上告趣意書（指定弁護士）

「原判決の基本的な誤りは、本件が津波という自然災害に伴う原子力発電所の重大事故であるということに、全く目を向けていないという点にある。」

「さらには、被告人らは、原子力発電所の管理・運営に極めて重大な責務を負っているという視点が全く欠けている」

（1頁）

「「現実的な可能性」を求めること自体が基本的に誤っている」（2頁）

「地震・津波などの自然災害については、「現実的な可能性」の認識など前提のしようもないのであるから、およそこれに対する対策をしなくてよいという結論になってしまう」（3頁）

地震学の三重苦 纈纈一起教授（東京大学 地震研究所名誉教授）



「地震という自然現象は本質的に複雑系の問題で、**理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能**なところがあります。また、**実験ができない**ので、過去の事象に学ぶしかない。ところが**地震は低頻度の現象で、学ぶべき過去のデータがすくない**。私はこれらを「三重苦」と言っていますが、そのために地震の科学は十分な予測の力はなかったと思いますし、東北地方太平洋沖地震ではまさにこの科学の限界が現れてしまったと言わざるをえません。そうした限界をこの地震の前に伝えきれていなかったことを、いちばん反省しています。」

（岩波書店「科学」2012年6月号「[座談会]地震の予測と対策：「想定」をどのように活かすのか……岡田義光・纈纈一起・島崎邦彦」636頁）

東電株主代表訴訟判決に引用された瀬瀬先生の意見

「科学的知見、殊に地震や津波などの自然現象に関する知見は、その原因及び減少の解明や理解が、不断に進歩、発展しているものの、本質的に複雑系の問題であって、理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能である上、実験ができないので過去の事象に学ぶしかないが、過去のデータが少ないという限界がある。」(269頁)

「したがって、既に確立したと広く考えられている知見、すなわち最新の科学的知見ではないものに関しても、必ずしもその分野の研究者において全員の意見が一致するとは限らず、まして、解明や理解が現在進行形で進んでいる最新の科学的知見においては、本質的に、同意しない研究者が存在することになる。そのため、例えば、**研究者の間で異論が存在しないとか、裏付けるデータが完全であるなど、津波の予測に関する科学的知見に過度の信頼性を求めると、現実に関わり得る津波への対策が不十分となり、原子力発電所の安全性の確保が図れない事態（全電源喪失による過酷事故）が生じかねない。**」(269、270頁)

最高裁判決（損害賠償請求訴訟・2022年6月17日）

三浦守裁判官の反対意見

「確かに、地震や津波の発生については未解明の点がある上、過去の地震に関する資料が17世紀以降に限られる等の限界があり、本件長期評価にも不確かさが存在することは否定できない。しかし、このような自然現象の予測が困難であって、不確実性を伴うことは、むしろ当然のことといつてよい。」**「津波により損傷を受けるおそれ」を要件とする本件技術基準も、これを前提として、深刻な災害の発生を確実に防止するため、最新の科学的、専門技術的知見に基づき、極めてまれではあるが発生する可能性がある津波を対象とするものである。その趣旨に照らせば、その判断は、確立した見解に基づいて確実に予測される津波に限られるものではなく、最新の知見における様々な要因の不確かさを前提に、これを保守的に（安全側に）考慮して、深刻な災害の防止という観点から合理的に判断すべきものである。」**（38頁）

2 長期評価には津波対策を基礎づける信頼性がある

▶2002年7月、政府の地震調査研究推進本部から、**三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震**が起き得るとの見解（長期評価）が公表された。

▶断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば、**2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。**



地震調査研究推進本部「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（2002年7月）

主な地震と震源域 長期評価より

福島県沖でも、陸寄りの領域では、大きな地震が起きていた。

福島の沖合の海溝よりだけ、地震活動が起きないという、科学的な根拠は何もなかった。



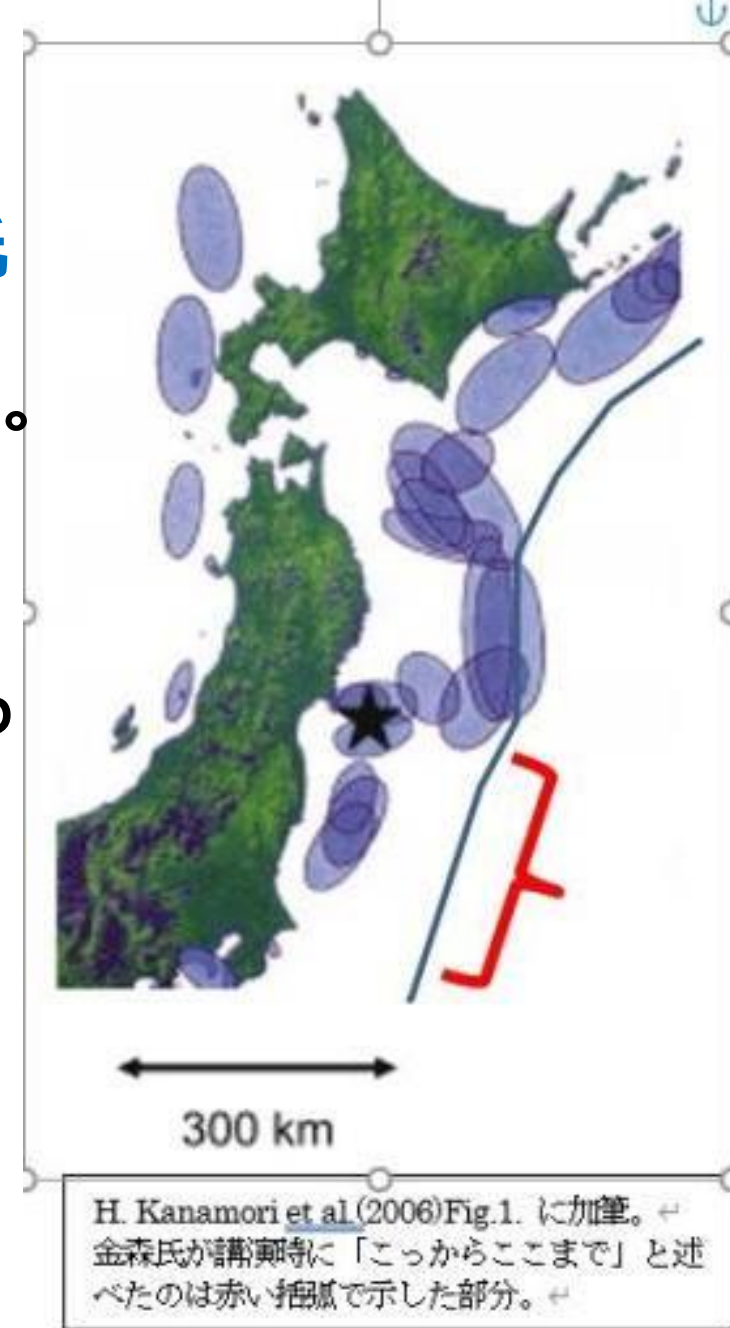
地震調査研究推進本部「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(2002年7月)

金森博雄カリフォルニア工科大学名誉教授
(元東京大学教授、カリフォルニア工科大学教授、
米国地震学会会長)は
M9の大地震や津波
地震を予見



世界的な地震学者である金森博雄氏

- ・福島あたりはカップリングが固着している。
にもかかわらず1400年間大きな地震がない。
- ・スマトラ地震に匹敵するような地震が起こる可能性はあるし、ゆっくりとここで貯まっている歪みが解放される可能性もある。
- ・福島県沖の海溝寄りで津波地震が発生する可能性はある。



伊方最高裁判決から もまれな津波にも 津波対策を講ずる べきだった

刑事控訴審判決

長期評価には「**国として、一線の専門家が議論して定めたものであり、見過ごすことのできない重みがある**」と述べたものの、この見解に反する意見の研究者がいることなどを根拠に、原発の安全対策を基礎づける「現実的な可能性」はないとし、津波対策の必要性を否定した。

上告趣意書

- ・伊方原発の最高裁判決（1992年）
深刻な災害を「万が一にも起こらないようにする」
- ・原子力安全委員会
原子炉の安全目標としては、**10万年に一度**の可能性があれば、津波対策を講ずることが求められていたこと
- ・2006年の耐震設計審査指針
「極めてまれではあるが発生する可能性のあると想定することが適切な津波」への対応が求められていたこと
- ・東電の委託研究でも**10のマイナス5乗**よりやや低い頻度が示されていたこと等 → **当然、長期評価に対応するべきであった。**

最高裁 第二 小法廷 異例づくめの 2022年6月 17日判決



- 最高裁第二小法廷は戸倉長官を除く菅野博之裁判長・三浦守・草野耕一・岡村和美の4人の判事が、この原発賠償事件を担当していた。菅野、草野、岡村の3人が国の責任を否定する判決多数意見を構成した。
- 法務・検察出身であり、前大阪高検検事長の三浦守判事は「国に責任がある」という内容の反対意見を述べた。三浦意見は、事実認定と適用法令をきっちりと整理したうえで、判決の体裁で述べられた異例な反対意見である。
- これに対して、多数意見は、極めて簡略なものであり、正確な事実の認定もなく、法条の適用も正確になされていないという、こちらも異例な多数意見である。

2022年6月17日 最高裁判決 (損害賠償訟)

- ・ 4つの高裁判決のうち、3件が国の責任を認めていた。
- ・ その4判決について、裁判官3対1で国の責任を認めなかった。
- ・ **多数意見は、**原判決で適法に確定した事実認定からの逸脱し、防潮堤等の設置を対策の基本として多重防護を否定した誤り、明治三陸計算結果についての認識の誤り、東側の防潮堤の要否を曖昧にした誤りがある。
- ・ **しかし、多数意見は、長期評価の信頼性を前提にしている。**

三浦守裁判官の反対意見とは？

・法務省・赤レンガ派の超エリート検察官/通信傍受法の制定時の実務の中心/検察庁における最終ポストは大阪高検検事長



- ① **法令の趣旨、目的を正しく認定し、技術基準についての正確に解釈している。**
- ② **長期評価の信頼性を事実経過に基づき正確かつ詳細に認めた。**
- ③ **多数意見のいう南東側だけでなく、東側からも津波が遡上する可能性を想定することは当然である**
- ④ **防潮堤以外に水密化等の多重的防護が必要であった**
- ⑤ **法令の解釈もせずに、さらには国や東電の不作為や懈怠による認識の不十分さを何ら批判することなく前提にした多数意見を痛烈に批判した。**
- ⑥ **非常用電源設備が浸水により機能を喪失する可能性に着目すべきであって、多数意見のいう規模の違いの強調には意味がない**
- ⑦ **防潮堤が完成するまでの間は、水密化等を講じる必要があった。**

3 被告人 勝俣・武黒・武 藤は何を知り、 何ができたか



被告人武藤の対策先送り方針は土木調査グループの方針を真っ向から否定したものである

上告趣意書は、被告人らが、どのような事実を認識することができたかについて、証拠にもとづいて丹念に指摘している。

武藤については、**2008年6月10日の会議**の趣旨が、推本津波に対応する津波対策の決断を求める場であったこと、土木グループの説明は、津波対策が必要であり、東海第二原発でも津波対策を検討中であり、耐震バックチェックで保安院の了解を得るためにも対策を実施することは必要不可欠であったことを説明したものであったこと。そして、**この段階での武藤の部下に対する指示も対策実施を前提とするものであったことを指摘している。**

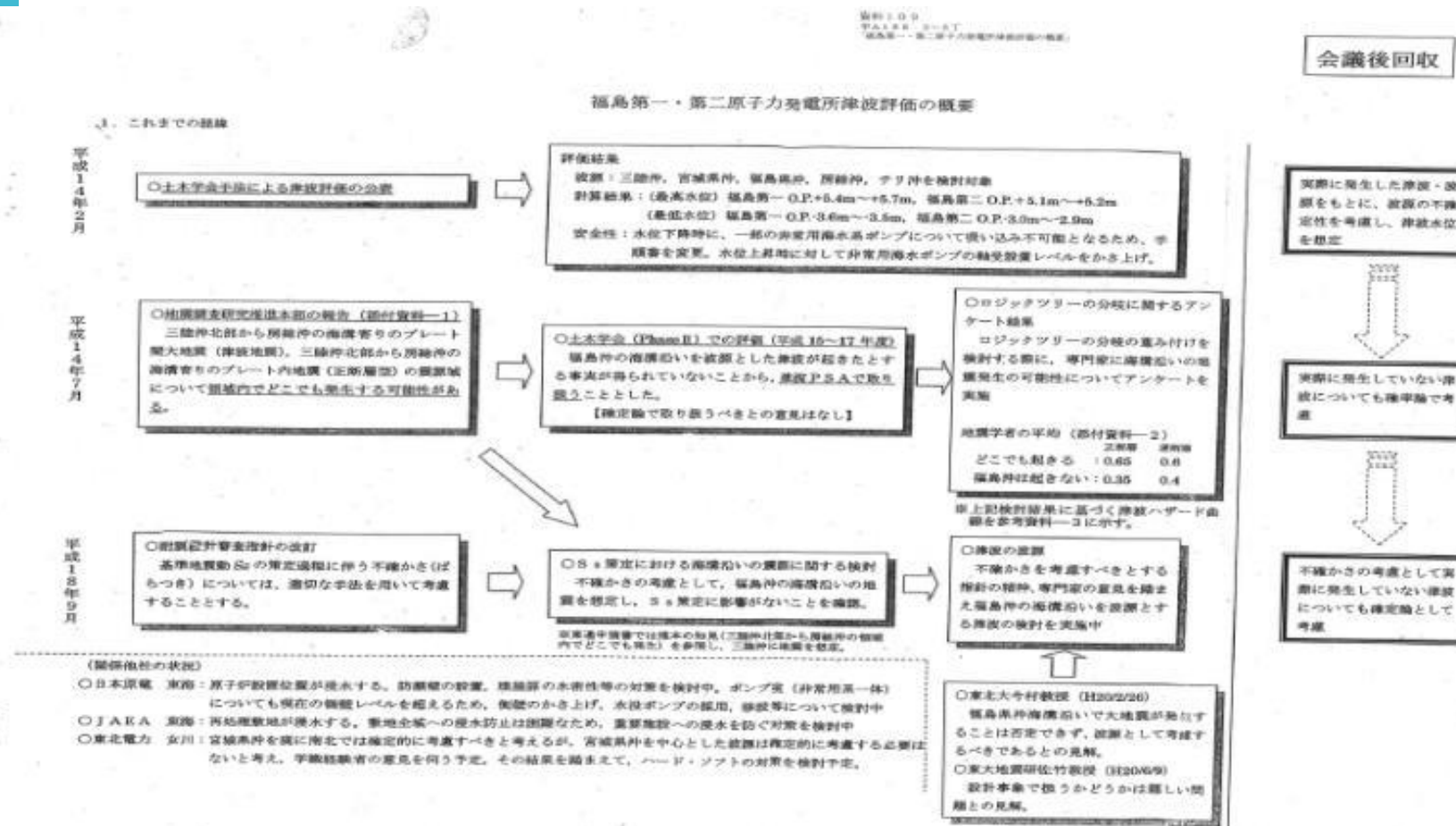
2回目の**7月31日の会議**の直前の段階でも、**土木グループのヘッドである酒井は今度こそ津波対策の実施を決断し「設備側、対策側に移行していくプロセスに入っていくべきだ」と考えていたことを指摘。**

このような検討を踏まえて、7月31日の武藤の津波の波源について土木学会での検討にゆだね、津波対策の実施を先送りすることとした決定は、土木調査グループの方針を真っ向から否定するものであったと結論付け、**東電株主代表訴訟**の東京地裁判決と同様の見解を示している。

2008年6月10日 武藤説明資料 全ての説明は、津 波対策の必要性を 示唆している

○津波の波源

不確かさを考慮すべきとする
指針の精神、専門家の意見を踏ま
え福島沖の海溝沿いを波源とす
る津波の検討を実施中



基準地震動については、推本の海溝沿いの震源を考慮している。

下北半島に東電が計画していた東通原発の許可申請書では**推本の知見**(三陸沖北部から房総沖の領域内でどこでも発生)**を参照し、三陸沖に地震を想定している。**

判決168-169頁

○耐震設計審査指針の改訂

基準地震動 S_a の策定過程に伴う不確かさ(ばらつき)については、適切な手法を用いて考慮することとする。



○ S_s 策定における海溝沿いの震源に関する検討
不確かさの考慮として、福島沖の海溝沿いの地震を想定し、 S_s 策定に影響がないことを確認。

※東通申請書では推本の知見(三陸沖北部から房総沖の領域内でどこでも発生)を参照し、三陸沖に地震を想定。

・東北大今村文彦教授は波源として検討すべきとの見解
・東大地震研の佐竹健治教授も設計事象で扱うかどうかは難しい問題という見解

○津波の波源

不確かさを考慮すべきとする
指針の精神、専門家の意見を踏まえ
福島沖の海溝沿いを波源とする
津波の検討を実施中



○東北大今村教授 (H20/2/26)

福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮すべきであるとの見解。

○東大地震研佐竹教授 (H20/6/9)

設計事象で扱うかどうかは難しい問題との見解。

(関係他社の状況)

日本原電 東海:「原子炉設置位置が浸水する」「防潮壁の設置、建屋扉の水密性等の対策を検討中。」「ポンプ室についても、(対策を)検討中」

JAEA 東海:「再処理敷地が浸水する。」「重要施設の浸水を防ぐ対策を検討中」

(関係他社の状況)

○日本原電 東海: 原子炉設置位置が浸水する。防潮壁の設置、建屋扉の水密性等の対策を検討中。ポンプ室（非常用系一体）についても現在の側壁レベルを超えるため、側壁のかさ上げ、水没ポンプの採用、移設等について検討中

○JAEA 東海: 再処理敷地が浸水する。敷地全域への浸水防止は困難なため、重要施設への浸水を防ぐ対策を検討中

○東北電力 女川: 宮城県沖を境に南北では確定的に考慮すべきと考えるが、宮城県沖を中心とした波源は確定的に考慮する必要はないと考え、学識経験者の意見を伺う予定。その結果を踏まえて、ハード・ソフトの対策を検討予定。

この日の説明の結論は、長期評価公表時には「推本津波」を確率論で考慮することとしたが、新耐震設計審査指針のもとでは、これを「確定論」として考慮することとしたということ

1. これまでの経緯

平成14年2月

○土木学会手法による津波評価の公表

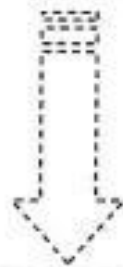
平成14年7月

○地震調査研究推進本部の報告（添付資料—1）
三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート内地震（正断層型）の震源域について領域内でどこでも発生する可能性がある。

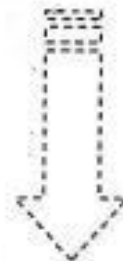
平成18年9月

○耐震設計審査指針の改訂
基準地震動 S_a の策定過程に伴う不確かさ（ばらつき）については、適切な手法を用いて考慮することとする。

実際に発生した津波・波源をもとに、波源の不確定性を考慮し、津波水位を想定



実際に発生していない津波についても確率論で考慮



不確かさの考慮として実際に発生していない津波についても「確定論」して考慮

2022年7月13日
東電株主代表訴訟
東京地裁商事部判決

対策の先送りは、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものと断罪

・数年かけて土木学会に検討を依頼するという判断は、津波が襲来した場合には過酷事故に直結する可能性が高く、その場合の被害の甚大さに鑑みれば、原子力事業者である東京電力にとって、優先順位の高い、緊急の重要案件であって、経営の根幹にも関わるべき問題であった。

・**このように考えることが、本件事故後の「後知恵」であるというのであれば、それは、突き詰めれば、そのような津波は、防潮堤等の対策が完成するまでの間に、実際には来ないであろうという認識が、東京電力において一般的であったということになるが、それは、取りも直さず、本件事故前における、被告ら及び東京電力が原子力事業者として有していなければならない、基本的ともいうべき、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものであって、許容できるものではない。**（判決要旨18頁、19頁）

被告人武黒にも 津波対策の重要 性を認識できる多 数の契機があった

上告趣意書

武黒は、**2008年2月16日の御前会議**で長期評価に基づく津波高さがかなり高くなりうることを知らされていた。

同年8月には、武黒は武藤から長期評価の見解に基づいて、福島沖に津波波源を置いた場合「大変高い津波水位」となることを報告された。

また、武黒は**2009年2月11日の御前会議**で、「女川や東海がどうなっているのか」と吉田に質問し、「女川はもともと高い位置にあり、浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題となっている」との回答を得ている。

当日の書記役であつた原田友和は、当日の配布資料の中の「地震随伴事象(津波)」の部分に「問題ありだせない(注目されている)」と書き込んでおり、津波対策が議論の焦点であったことがわかる。

さらに、**2009年4月から5月**には吉田から15メートルの津波高さ計算結果の報告を受けていた。

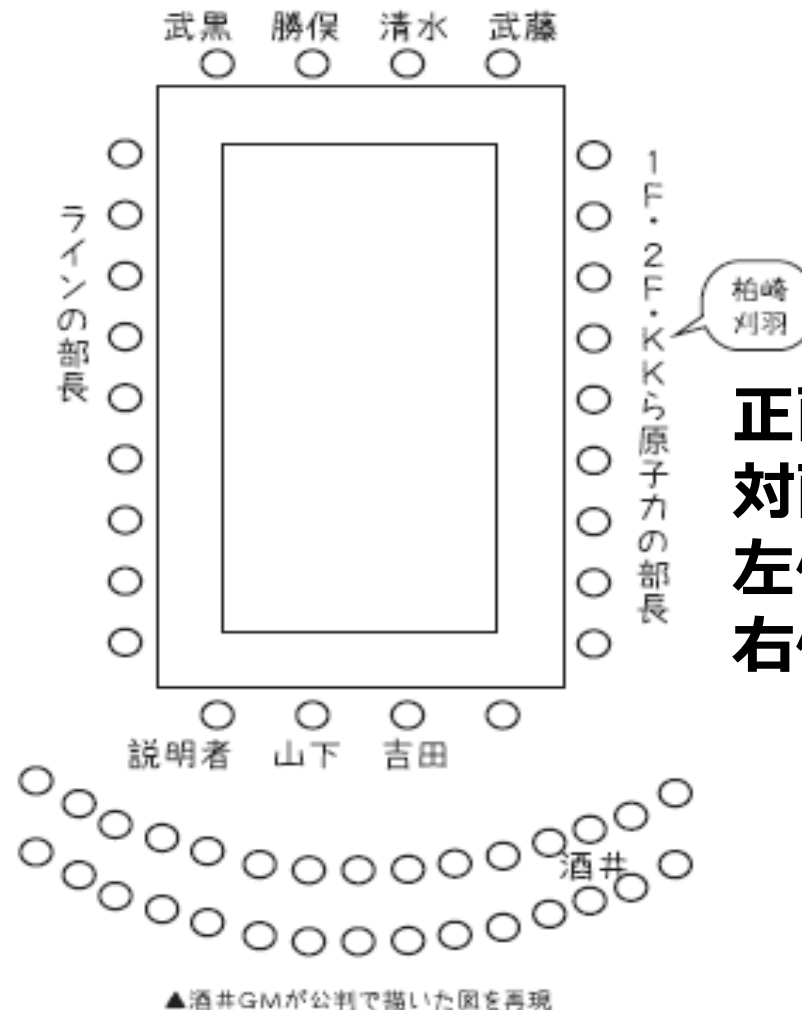
被告人勝俣にも津波対策の重要性を認識できる契機があった

上告趣意書は、

津波計算の根拠が推本の長期評価であることを認識していた武藤と武黒だけでなく、勝俣についても、2009年2月の御前会議における吉田原子力設備管理部長と武黒らとの問答から、高い津波高さを示す計算結果は、「決して過小評価できる情報ではなく、他の原子力事業者も対策を迫られるような見解」であり、津波対策を講じなければ過酷事故が発生する可能性があることを当然認識することができたと指摘。

この点も東電株主代表訴訟判決と同旨である。

これが御前会議だ！



正面は武黒・勝俣・清水・武藤
対面するのは山下・吉田と説明者
左側はラインの本店部長
右側には各原発の所長以下幹部

勝俣、武黒、武藤ら、一番偉い人から部長たち、部署のトップまでが一同に集まる会議を「御前会議」と呼んでいた(酒井GM談)

後ろに座っている社員が、前に出て説明する。
資料は紙で配る(残しちゃまずい資料は回収)。

人見やよい
「東電刑事裁判傍聴 Handbook」より

2009年2月11日
の御前会議

東電株主代表訴訟判決

「福島第一原発の津波バックチェックについての報告がされる中で、津波評価技術に基づく津波高計算でかさ上げが必要となるのは、福島第一原発 5 号機及び 6 号機の 4 m 盤上の非常用海水ポンプのみであるが、津波評価技術の手法の使い方をよく考えて説明しなければならない、**もっと大きな 1 4 m 程度の津波が来る可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要があるという発言(吉田発言)**がされ、これをめぐる議論が行われた。

議論では、1 4 m 程度の津波が来る可能性があるというのが相応の権威のある機関の見解であること、かかる津波の襲来により、福島第一原発及び東海第二原発で津波が敷地に遡上することになるが、**東海第二原発を設置、運転する日本原電はこれに対応するための改造を検討中であること、東京電力は、日本原電とは異なり、直ちに津波対策工を実施しておらず、かかる津波の取扱いを検討中であること等**についての説明がされたか、これが前提となっていた。」(判決要旨 2 7 頁)

原子力本部の判断が著しく不合理なものでないか、調査・確認しなかったことは、善管注意義務違反に当たる

東電株主代表訴訟判決

「そうすると、被告勝俣及び被告清水としては、14mの津波の襲来可能性の見解を述べているのが、他の原子力事業者も対策を迫られるような相応の権威がある機関であること、津波対策が新たに実施されない限り、14mの津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来した場合に過酷事故が発生する可能性があることを認識したから、14mの津波の襲来可能性があるとする見解の信頼性ないし成熟性が不明であるとして速やかな津波対策を講じない原子力・立地本部の判断に著しく不合理な点がないかを確認すべき義務があり、そのような確認をしていれば、当該見解が地震本部による長期評価の見解であること、明治三陸試計算結果、武藤決定及び本件不作為についていずれも認識し、これにより、原子力・立地本部の本件不作為の判断が著しく不合理なものであることを容易に認識得た。」（判決要旨27頁）

4. 水密化などの 津波対策によっ て福島原発事故 の結果は回避可 能だった

・刑事控訴審判決

津波による浸水高さが予測よりも高くなったことがうかがわれ、水密化対策が講じられても、対策が奏功したとはいえない。

←東電株主代表訴訟判決

津波の水密化の対策をとった場合に、かなりの余裕を見込んで設計がなされたはずであり、少なくとも過酷事故の結果は避けられた可能性が高い。

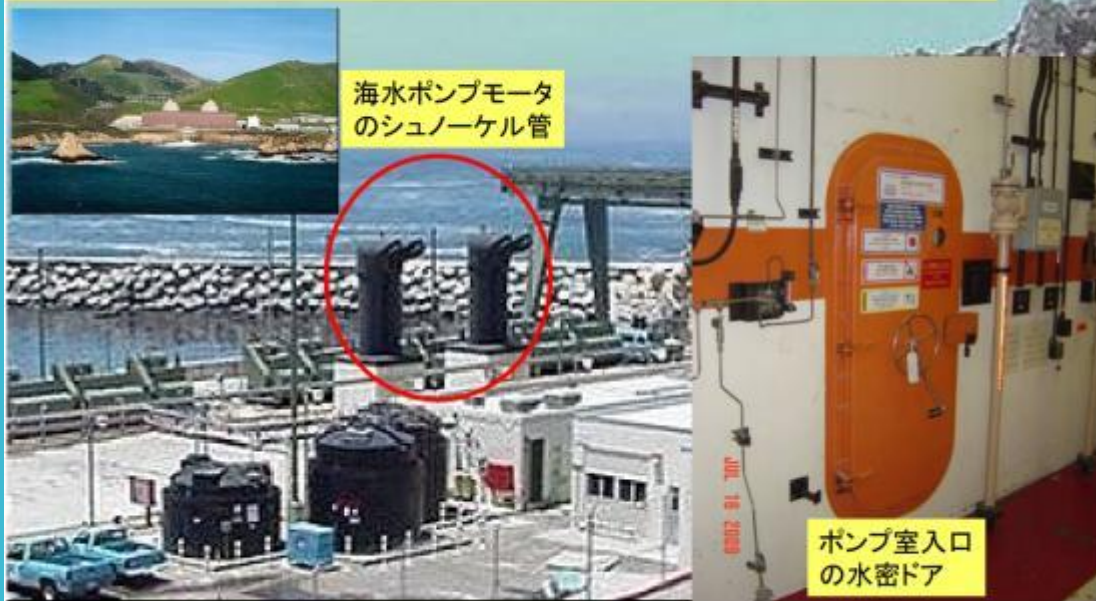
←上告趣意書（指定弁護士）

水深数百m以上もの水圧を計算してそれに耐えうる設計をする深海潜水艇技術が確立されている。津波の数十mの水圧に耐える設計は容易。

水密化などの津波対策の主張は、「後知恵」ではない

指定弁護士は、水密化などの措置によって事故の結果が回避できたこと、そして、このような対策の例が**台湾の金山原発**や**アメリカカリフォルニア州のディアブロキャニオン原発**などで実装されていることを、具体的な証拠を示して論じている。

サンフランシスコのデュアボロキャニオン発電所



海外における津波・洪水対策 平成26年3月20日 北海道大学工学研究院 奈良林 直 2

ポンプ室入口の水密ドア

(奈良林直・平成26年3月20日「海外の原子力発電所における津波・洪水対策の現況」スライド2、スライド23)

台湾の金山発電所1,2号機の津波対策

- 海水EWSポンプと水密ポンプ室
- 放水口の水門は津波前に閉止



水密ポンプ室

1993年8月 「姉妹発電所交流」の覚書 (福島第一原発と台湾の金山（チンシャン）原発の間で締結)

水密化などの津波
対策の主張は、
「後知恵」ではない



(「福島第一原子力と台湾・金山原子力との姉妹発電所交流」電気情報 1994.11、p34-35)

上告趣意書（指定弁護士）

情報交換等の交流を行っており、東電が海外の対策実施例についても情報を共有していたことが明白。

**渡辺敦雄氏（東芝
の原子力技術者）
の証人尋問を採用し
ないで、立証不十分
という審理不尽**



（渡辺敦雄氏）

（画像はYoutube UPLAN「20180713
UPLAN 渡辺敦雄さん「原発はテロや戦争
により、あっという間に破壊される」」）

このように、15mの津波に対する対策によって事故は回避できたのであり、このことは東電技術者の上津原氏らの検察官調書に基づいて十分認定できた。

さらに、結果回避の可能性について、指定弁護士は追加の証人尋問とりわけ東芝の上級原発技術者であった渡辺敦雄氏の尋問を認めなかったことについて、渡辺氏の陳述書を上告趣意書に添付し、刑事控訴審の審理不尽(十分な審理を尽くさなかったことは上告理由となる)を厳しく指摘している。

渡辺敦雄氏は、後藤政志氏とともに東電株主代表訴訟で原告側の証人として証言に立ち、その証言は、水密化の措置をとった場合、どのような設計となり、そこにはどの程度の設計上の余裕が見込まれたかなどを的確に証言し、その証言は、3被告人と清水社長に対して13兆3千億円の支払いを命じた東電株主代表訴訟判決に結実している。

渡辺敦雄氏の意見書（東電株主代表訴訟） 東芝の元原子力技術者

水密化による溢水、浸水対策というのは、本件事故のはるか以前より当たり前に存在していた、ごくありふれた技術であり、東電でも容易に発想可能であった。

- ① 東電を含む電力会社らが、平成19年頃、中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」に対し、「建物の防水構造化（防水壁、建物基礎の嵩上げ、防水（潮）扉等）」や「地下式変電所の水害対策設備」としての「出入口、開口部の防水扉等」「防潮扉」「給排気口の防水壁」「ケーブル引出口 耐水壁・防水管」等を報告していること（東電株主代表訴訟甲370・8頁、資料⑥、⑦）。
- ② 四国電力は、平成18年までに、橘湾発電所と阿南発電所において、津波により1階面に設置されている補機・制御盤が水没すると想定されることから、防潮扉の設置等により対応していたこと（同9頁、資料⑨）。

③ 「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」が平成 1 9 年 3 月に発行した一般啓発用のパンフレットにおいて、津波対策に関して「電源設備の高所設置や開口部の浸水防水措置を万全に！」「電源設備の高所設置や開口部の浸水防止を万全にし、電源設備が水に浸からないようにすることが重要です」「アンケート調査の結果では、多くの設備で高所設置や防水扉等の設置をしているようですが、まだまだ不足（不安）があるようです」等の記載があること（同 1 0 頁、資料⑩）。

④ 建設省土木研究所が昭和 5 6 年 2 月に発行した「建築物の耐水性に関する調査報告書（第 2 報）」において、名古屋市営地下鉄の駅出入口の二重の鉄製防水扉や、名古屋港湾部の倉庫の海側搬入口における防潮扉の各詳細図等が紹介されていること（同 1 2 ～ 1 3 頁、資料⑭）。

5 東電刑事裁判 これまでの判例理 論に基づいても、有 罪判決は可能



2023年1月18日 刑事控訴審判決を受けての記者会見
大津波の現実的可能性がなかったとの東京高裁細田裁判長の判決に怒り爆発

ホテルやデパート 火災における経 営者の過失責 任を問うた判決 との類似性

最後に指定弁護士が、本件の事例はホテルやデパート火災における経営者の過失責任を問い有罪判決が下されている事件との類似性を指摘している点が注目される。

すなわち、**ホテル・ニュージャパン事件の最高裁平成5年11月25日決定**が、「いったん火災が起これば、発見の遅れや従業員らによる初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、・・・宿泊客らに死傷の危険が及ぶおそれがあることを容易に予見できた」と判断していることなどをふまえ、慶応大の井田良教授の次のような見解を引用している。

ホテルやデパート 火災における経 営者の過失責 任を問うた判決 との類似性

出火の原因が不明で、それはおそらく放火が疑われる事例で、火災の発生の可能性はかなり低い、まさに万が一の事態であり、危惧感以上のものを認め難いのではないかと思われる。

結果発生を前提としてその予見可能性があるかどうかを問題とすれば、予見可能性そのものは低い。ここでは**万一の事態（そして起こってしまったからは取り返しのつかない事態）に対処することが要求される形の結果回避義務が問題となっている。要求される予見可能性の程度はかなり低いものであってよいと考えてはじめて、過失処罰の要件としての予見可能性は肯定される。**

（井田良「変革の時代における理論刑法学」154、155頁）

原発事故は取り返しがつかない災害である



会社社長がスプリンクラーの設置などを怠ったとして有罪・実刑となったホテルニュージャパン火災事件（1982年）

まさに、原発事故は可能性が大きくはなくとも、起こってしまったからは取り返しのつかない場合の典型例である。

ホテルやデパート火災では、万が一の場合の対策を講じていなかった会社役員の刑事責任が肯定されている。

同じ論理で有罪を導くことができるはずであるという指定弁護士の論理は、本件の被告人らに対する刑事責任の構造を明らかにした見事な上告趣意であると言える。

6 上告趣意書の結論

東京電力は、防ぐべき事故を防げなかったとして謝罪している

「(津波)計算結果により、10m盤を超える津波がいつ襲来するかわからない状況であることが、既に判明していた。そうである限り、上記機序によって、いつこのような事故が起こるかわからないのであるから、速やかに防護策に着手し、それが完了するまでの間、浸水を防ぐため原子力発電所の稼働を停止する、そうすれば、仮に工事が間に合わなくても事故を防ぐことができたのである。

本件は、このように極めて単純な事件である。

東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長が、令和5年7月17日、「「ノーモア・フクシマ」いわき市民訴訟原告団」に対して、「**当社としては 防ぐべき事故を防げなかったことについて深く反省する**」などと述べて「謝罪」（添付資料4）の意を表明しているとおり、本件過酷事故は、東京電力が自らの手で防ぐべき事故であったのであり、防ぐことができた事故であった。」

上告趣意書の結論

原判決を破棄し、被告人らの刑事責任を明らかに

「原審が、指定弁護士による事実取調請求を却下し、さらにさまざまな事実誤認を犯していることは、著しく正義に反する。これらの重大な誤りは、判決に影響を及ぼすことが明らかである。

裁判所においては、その正義を回復するため、原判決を破棄し、被告人らの刑事責任を明らかにする判決をなされるよう強く求めるものである。」



第3部 双葉病院の悲劇からに目 をそむけるな



西方上空から
写機、4号機
上でも爆発現
を探したが、
機の一部しか
原発の全貌を
。この空撮が
福島県大熊町
月16日

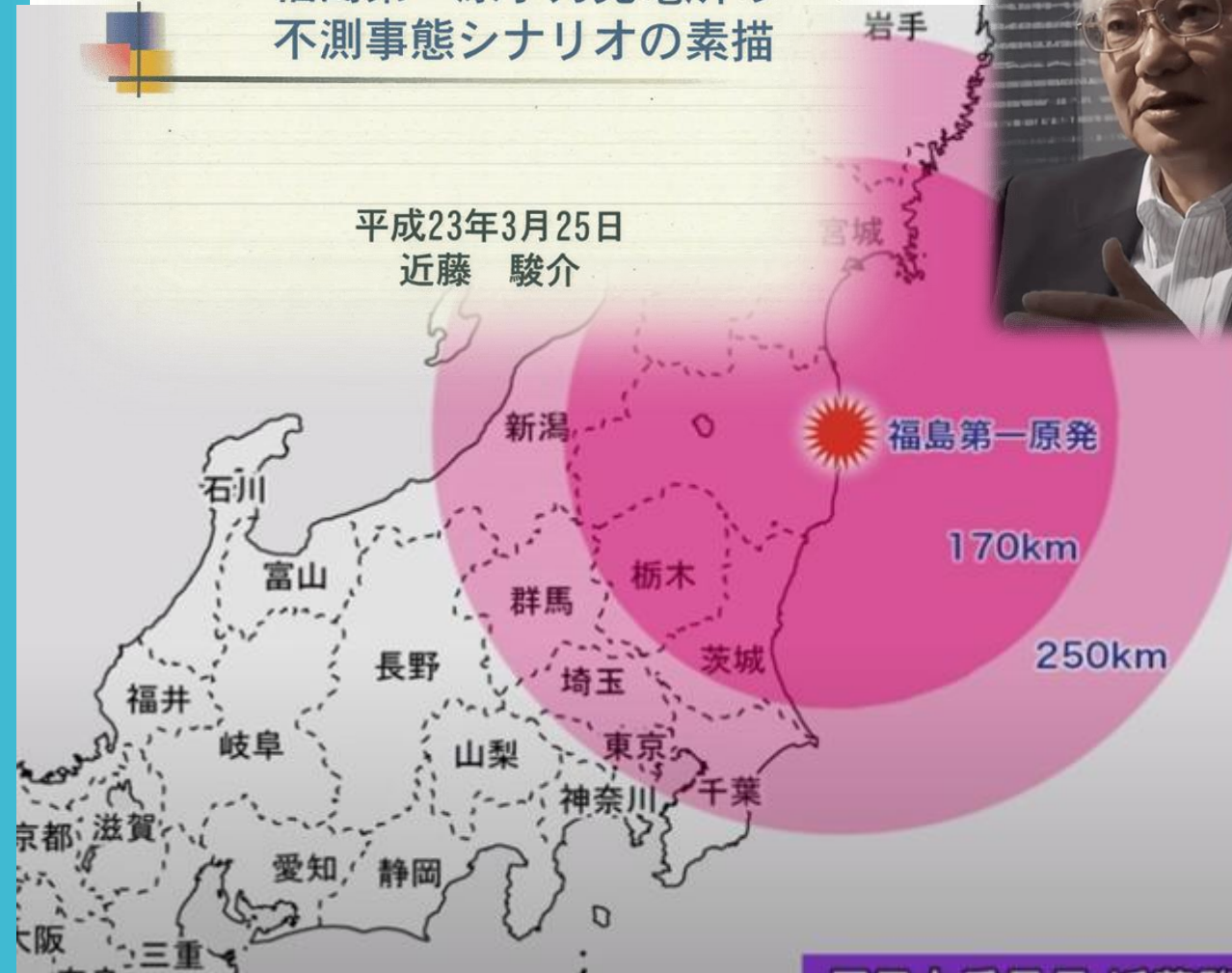
水素爆発によって屋根や壁が吹き飛んだ3号機、4号機の原子炉建屋
(東電株主代表訴訟甲753・212頁、213頁)

原子力委員会委員長であった近藤駿介氏が、JNES（原子力安全基盤機構）及びJAEA（日本原子力研究開発機構）の協力の基に作成した「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」

東電株主代表訴訟 甲36

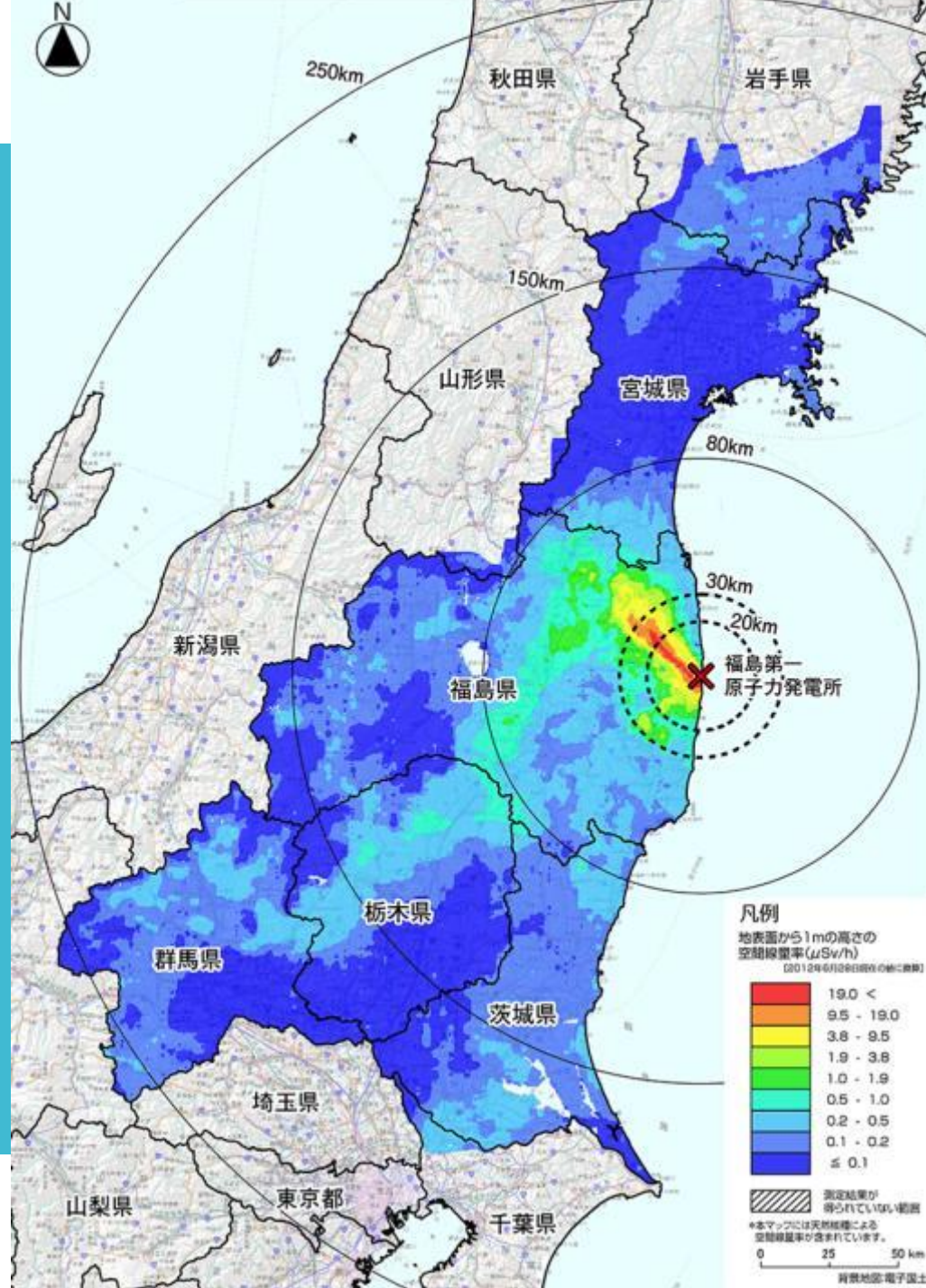
福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日
近藤 駿介



170km：強制移転
250km：任意移転

東電株主代表訴訟 甲746「日本と原発4年後」



(東電株主代表訴訟 甲756)



バスによる患者の避難の様子
(東電株主代表訴訟 甲 8 4 5)

国立病院機構災害医療センター 近藤久禎
「東京電力福島第一原発事故対応 におけるDMATの活動」

双葉病院からの避難

双葉病院の入院患者らの救出は、5回にわけて、4日間を要しました。患者らの乗ったバスは、平常時なら30分の距離を、放射線量の高いエリアを避けながら遠回りをし、10時間もかかって避難しました。

バスに寄せられた寝たきりの患者らは、10時間にもわたって、水分も栄養分も取れず、医療ケアも排せつのケアも受けられず、過酷な状況に置かれました。バスの中で亡くなっていた方もおられました。

自衛隊員の供述調書

「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなってきて、まるで、**放射線の塊が近づいてくるような感覚**」
「随行していた若い医官も『**もうだめだ、逃げろ**』などと叫び始めました。」

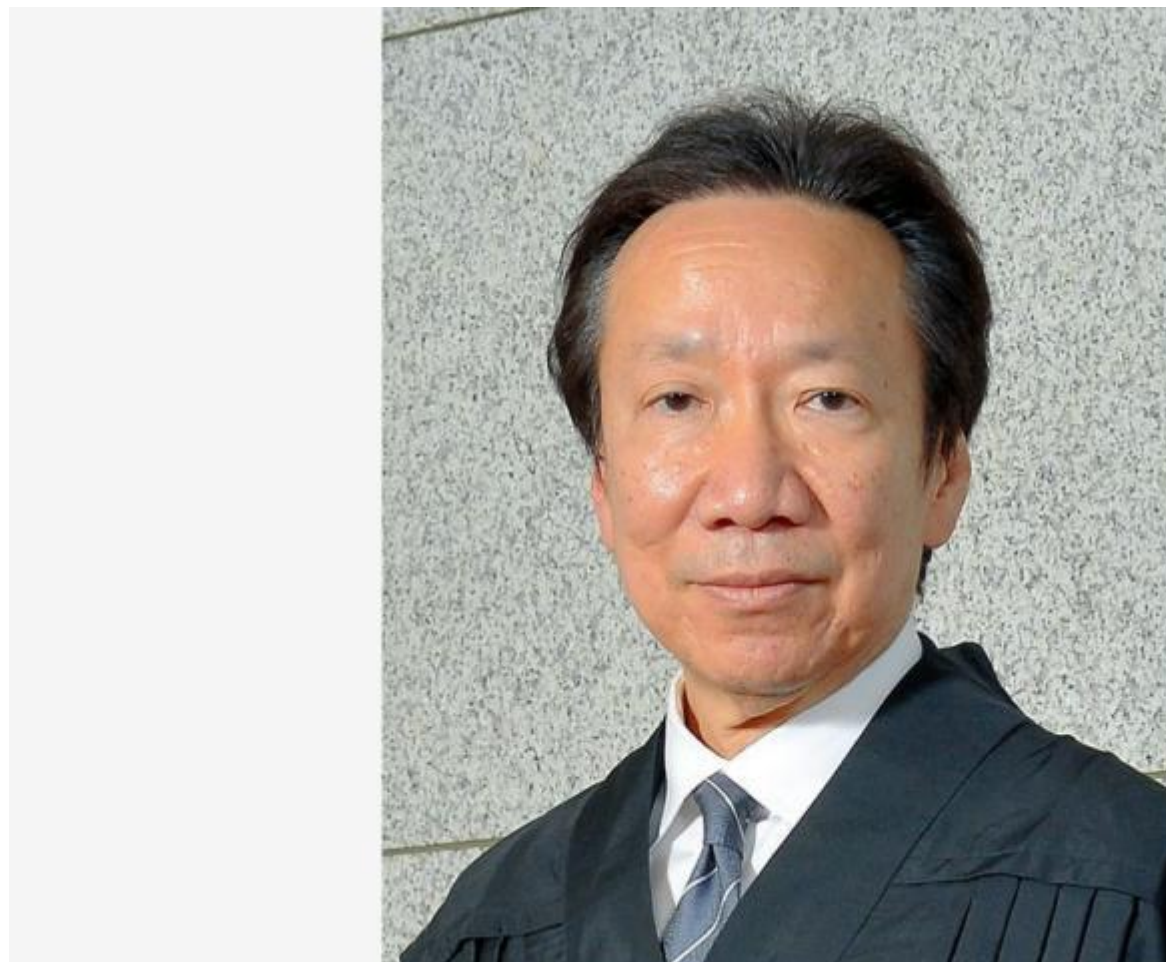




請戸で4月14日に子どもの遺体を運ぶ様子

(東電株主代表訴訟 甲846・234～245頁)

**第4部 東京電力
と密接な利害関
係を持つ草野耕
一裁判官は本件
の審理を回避せ
よ！**

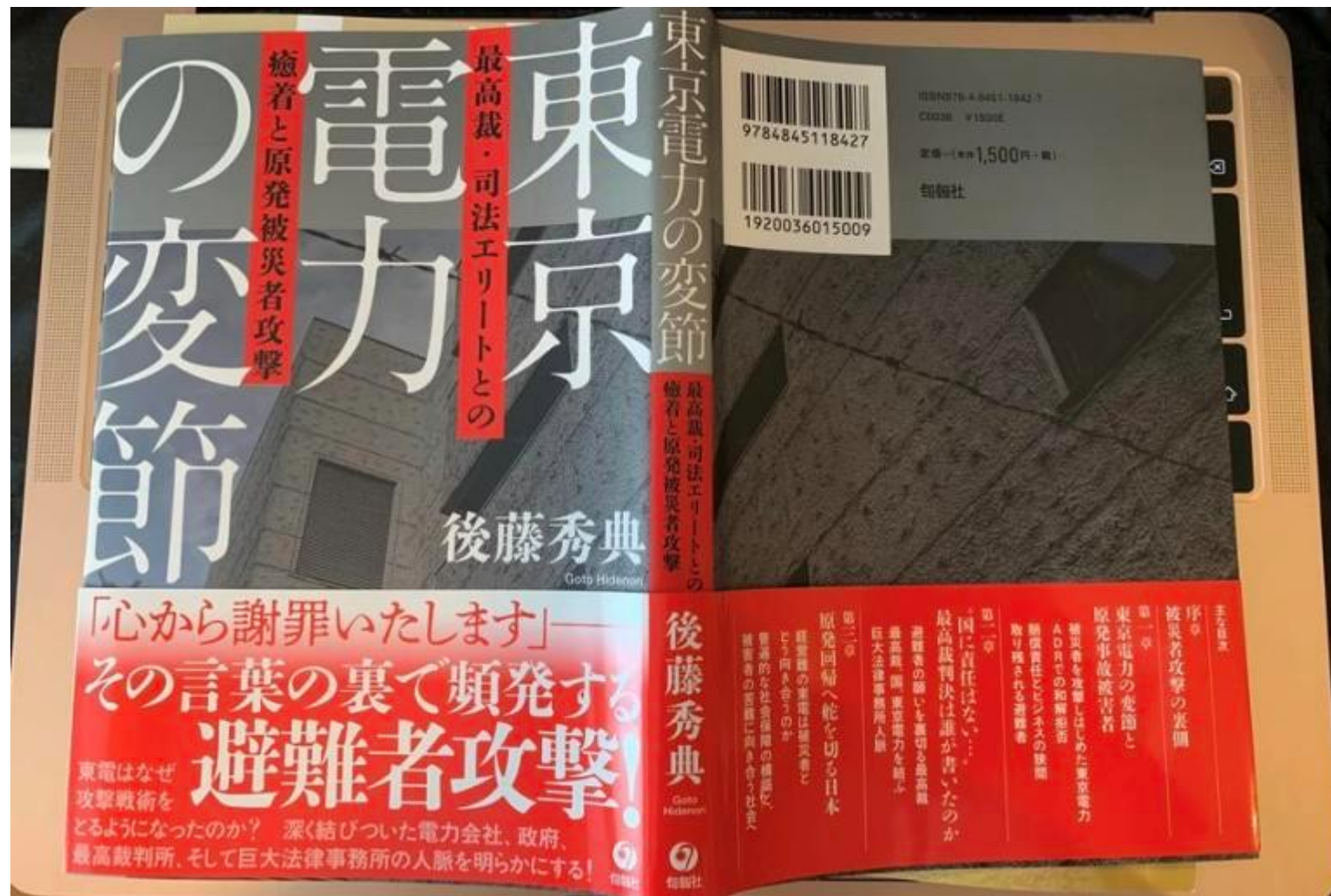


草野耕一裁判官

国の責任を否定した最高裁判決

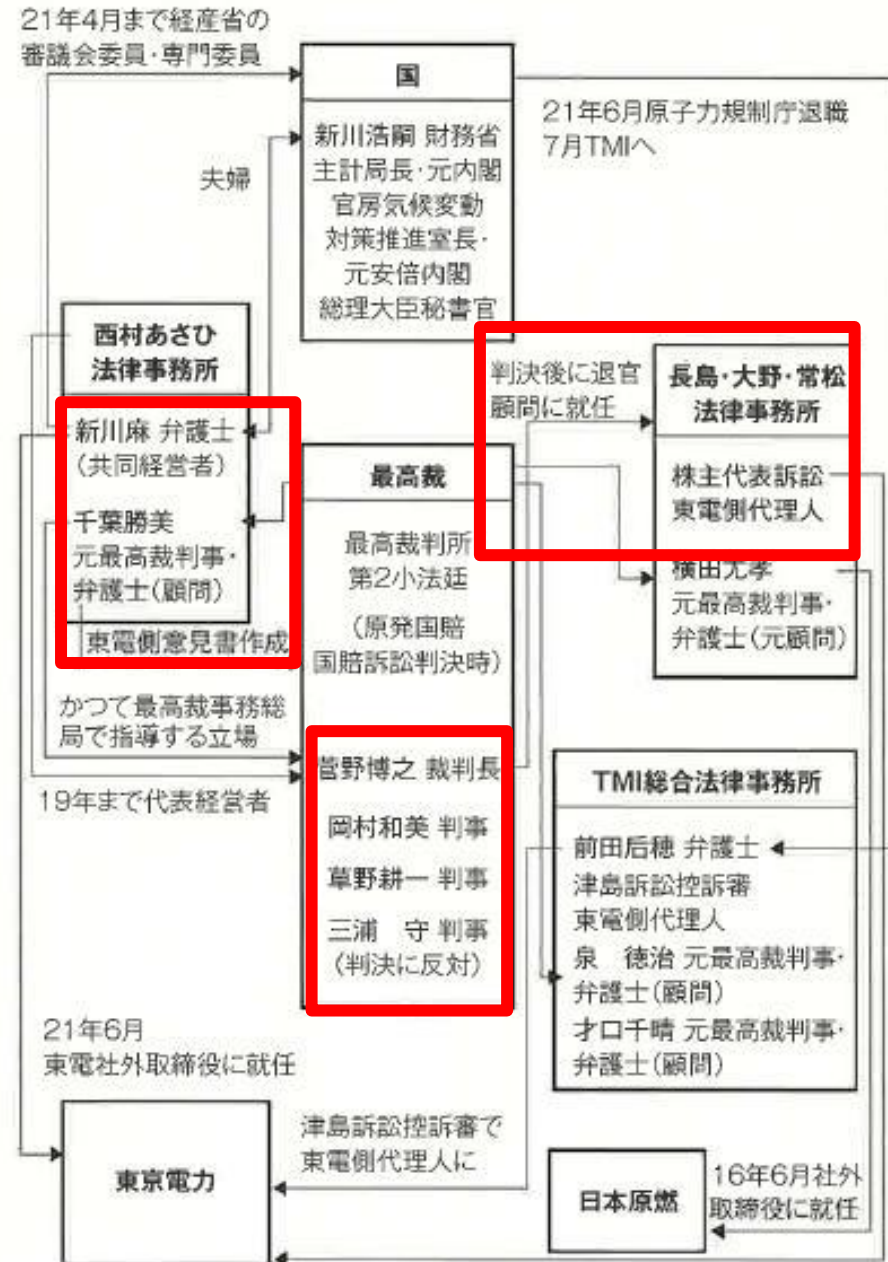
多数意見三名の背後には、大手法律事務所が！

三浦反対意見の背後には調査官室のサポートが！



後藤氏の著書 が指摘する、 東京電力・大 手法律事務 所・最高裁の トライアングル

電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図



菅野博之裁判長は、判決の一月後に東電株代訴訟の東電代理人の長島・大野・常松事務所に顧問として天下り

- 原発事故国賠訴訟で国に対する請求を棄却した判決を出した翌月の22年7月に退官し、8月3日に長島・大野・常松法律事務所の顧問に就任。
- 長島・大野・常松法律事務所の藤縄憲一弁護士、梅野晴一郎弁護士、荒井紀充弁護士、柳沢宏輝弁護士、須藤希祥弁護士、中村慶彦弁護士及び椿浩明弁護士は、東電株主代表訴訟で補助参加人である東京電力の代理人を務めている

岡村和美裁判官も長島・大野法律事務所出身

- 岡村和美弁護士は、1983年の弁護士登録後、**「長島・大野」法律事務所**(「長島大野常松法律事務所」の前身)に所属していた。
- その後、1990年モルガン・スタンレー・ジャパンを経て、2000年に法務省に検察官として任官し、国際課長、人権擁護局長、消費者庁長官などの歴任したうえで、最高裁判事に就任している。
- 長島大野法律事務所在籍時から、かなりの時間を経過しているが、その人脈は続いていると想定され、菅野判事の長島大野常松事務所への「天下り」に何らかの関与をしていたとしても不思議はない(「同書」129頁)。

草野裁判官は 西村あさひ法律 事務所の代表

- 草野耕一判事は、2004年に西村ときわ法律事務所(現西村あさひ法律事務所)の代表に就任。
- 西村あさひ法律事務所は、五大法律事務所の一つで、750人以上の弁護士を抱える最大規模の法律事務所 (「同書」129～130頁)。
- 西村あさひ法律事務所は、複数の所属弁護士が東京電力及びその名を冠した関連会社における出資や株式取得に関してリーガルアドバイスをを行ったことをホームページ上で広報。
- この事務所が東京電力と密接に関わっていることは公知の事実。

西村あさひの顧問
で、元最高裁判事
である千葉勝美は
「元最高裁判事」
の肩書付きで生業
訴訟(最高裁に係
属していた4件の
うちの一事件)に意
見書を提出

・2020年12月、東京電力は、最高裁に係属していた4件の事件の一つである生業訴訟で最高裁判所に対し、上告受理申立て理由書に「元最高裁判所判事・弁護士」の肩書付きの西村あさひ法律事務所所属の千葉勝美名義で「東京電力福島第一原子力発電所事故損害賠償請求訴訟に関する意見書」を添付して提出した。

- ① 中間指針（国の定めた賠償指針）を基に東京電力が自主的に決めた賠償額を超える賠償は、個別の事情がない限り払う必要はない。
- ② 地震による大津波襲来の確率は、多面性、多様性、不確実性、科学的。専門性を有するものであるのだから国の地震調査研究推進本部が出した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（長期評価）には、多面的な評価が成り立ち得る。よって、これを信用せず、津波に対する対策を打たなかったから事故を防げなかったという見方には疑問が持たれる。
- ③ 自主避難者への賠償は、因果関係があるかないかを厳密に追及して定められたものではなく、被害者保護の意味合いを含めて示されたものと理解される。東京電力が支払ってきた賠償は法的な相当因果関係の程度を超えたものであることは明らかなだ。よってこれまで払ってきた以上の賠償を払う必要はない（「同書」130～131頁）。

草野氏の事務所の顧問である千葉氏と菅野氏は、最高裁行政局での先輩と後輩の関係に当たる

- ・この千葉元最高裁判事の意見書は、全国の避難者訴訟、千葉訴訟など他の原発事故損害賠償訴訟などでも提出されている。
- ・千葉氏は、2016年に最高裁判事を退官した後、当時草野最高裁判事が代表経営者を務めていた、西村あさひ法律事務所のオブカウンセル（顧問）に就任している。そして、千葉氏が、1984～4年、最高裁判所事務総局行政局参事官を務めていたころ、菅野氏は、同局付で働いていた。つまり、**菅野氏は千葉氏の直属の部下だった**ことになる。
- ・元東京高裁判事の大塚正之弁護士は、「千葉勝美が意見書を出してきたときに私の頭にぱっと浮かんだのが菅野博之なんです。要するに菅野は千葉勝美の指導を受けて行政局で育っていった人間ということです。その千葉勝美が第二小法廷に意見書を出してきたんで、**これはもう結びついてるな**という風に感じたんです。だから最高裁で国は勝つ、勝たせる判決が出るかもしれないというのが私の頭にずっとあって、予想通りそうだったんですよ」と述べている（「同書」133～134頁）。

共同経営者の 新川麻弁護士 は東電の社外 取締役



- ・草野氏とパートナー（共同経営者）を務めている新川麻弁護士は、経済産業省の「総合資源エネルギー調査会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」、「次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会」など、エネルギーにかかわる政府の8つの審議会の委員や専門委員に就任。
- ・生業訴訟などが最高裁で審理途上であった2021年、新川弁護士は東京電力の社外取締役に就任している（「同書」134～136頁）。

新川麻弁護士（株主総会招集通知）

最決平成10年12月 1日（いわゆる寺西判 事補懲戒処分事件最 高裁決定）

裁判運営の適正はも
とより当然のこととして、
外見的にも中立・公
正な裁判官の態度に
よって支えられる

- ・「憲法は、近代民主主義国家の採る三権分立主義を採用している。その中で、司法は、法律上の紛争について、紛争当事者から独立した第三者である裁判所が、中立・公正な立場から法を適用し、具体的な法が何であることを宣言して紛争を解決することによって、国民の自由と権利を守り、法秩序を維持することをその任務としている。
- ・このような司法権の担い手である裁判官は、中立・公正な立場に立つ者でなければならず、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されるものとされ（憲法76条3項）、また、その独立を保障するため、裁判官には手厚い身分保障がされている（憲法78条ないし80条）のである。
- ・裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、**外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、外見的にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。」**

「通常人が判断して、裁判官と事件との関係から見て偏頗・不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情」

- 忌避の理由として民訴法24条1項が定める「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、「通常人が判断して、裁判官と事件との関係から見て偏頗・不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情」である。（秋山幹男ほか『コンメンタル民事訴訟法I〔第2版〕』〔2006〕241頁、兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』〔2011〕142頁〔新堂幸司＝高橋宏志＝高田裕成〕など参照）
- 生活保護基準引き下げの取り消し訴訟の裁判官が、同種別件訴訟の国側指定代理人としていた活動していた事案で、密接に関連する別件訴訟における指定代理人としての活動が「公正を妨げる事情」とされた（金沢地決平成28年3月31日判時2299号143頁）
- 令和5年1月東海第二原発運転差止訴訟控訴審における、裁判長の地裁での関与による裁判担当部の交代

草野裁判官には、裁判の公正を妨げるべき事情がある

- 草野判事の経営する事務所の共同経営者が東京電力の社外取締役となっていること、さらに、自ら経営する事務所に所属する元最高裁判事が東京電力の依頼を受けて、専門家意見書を自らの担当している事件の東京電力の上告理由書に添付して提出していたことは、明らかに「**裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情**」がある。

草野裁判官意見は、証拠に基づかない意見である

- ・国賠訴訟最高裁判決における草野裁判官の意見は、国が規制権限を行使していても、実際に起きた地震の規模であれば、事故の発生を回避できなかった可能性があるとし、各号機ごとに、本件地震が本件長期評価の想定する規模のものである限り、本件事故と同様の事故の発生を回避できた可能性が相当程度以上あったことを詳細に論じている。
- ・しかし、ここでの草野裁判官が認定している事実関係は、4つの原判決のいずれにおいても全く認定されていない。
- ・とりわけ、「1号機及び3号機のタービン建屋の開口部の前には深さ約6mの逆洗弁ピットがあった」との事実は、4つの原判決における認定事実はおろか、各事件の訴訟資料にも一切登場しなかったはずのものであり、訴訟記録外からの情報によって認定し、その判断の基礎に据えたことが強く疑われる。

最高裁は原判決 の事実認定に拘 束されることが、 多数意見、草野 意見で踏まえら れていない

- 上告審は、法律問題に関する審理を行い、上告審の裁判所は、原則として原判決で認定された事実拘束される。もちろん、最高裁が高裁までで取り調べられている証拠にもとづいて、当事者の主張に照らして、原審の行った事実認定に経験則違反があるなどとして、原判決を破棄した例はある。
- しかし、草野判事の意見は、多数意見の補強とは述べているものの、誰が作成したものか、いかなる内容かもわからない、独自の資料に基づいて、国の責任を認めた原判決を破棄すべきこと、つまり、訴訟記録にない証拠に基づいて、原判決を論難しているのである。
- 草野判事が最高裁判所の役割、その判断すべき事項について、正確に理解しているかどうか、疑念を抱かざるを得ない。

第5部 本件 は大法廷で審 理されることが 望ましい



最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は2023年10月25日、手術要件を戸籍変更の要件とすることが「強度な身体的侵襲の手術か、性別変更を断念するかの過酷な二者択一を迫るもの」として、初めて違憲と判断した。裁判官15人全員一致の意見。

大法院で審理 しなければならない、「最高裁 判例に反する とき」にあたる

- 本件は、「法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき」(裁判所法 10 条 3 号)に該当する
 - 最高裁判所が大法院における審理を行わなければならないのは、「当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき」「前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき」「憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。」と定められている(裁判所法第10条)。
- 本件は、憲法問題を扱う事件ではないが、先に最高裁が判断を示した福島原発事故についての国の国家賠償責任を論じた **6. 17 判決**と、極めて密接な論点を扱っている事件である。
- 『裁判所法逐条解説』は、裁判所法 10 条 3 号の趣旨について判例の統一をはかるため、としており、「**同一法令の解釈適用に関するかぎり、たとえば民事事件についてした裁判は、刑事事件に対する関係でも、前にした裁判となる。**」とされている。本件と **6. 17 判決**は、刑事事件と民事事件という事件の性質は異なるが、平成 24 年改正前の「**原子炉等規制法**」の解釈が争われているという点で共通しており、裁判所法 10 条 3 号を適用すべき場合に該当する。

本件は、大法院で審理することが相当である

- 本件は「大法院で裁判することを相当と認めた場合」(「最高裁判所裁判事務処理規則」9条2項3号)に該当する
- 「第一は、意見が二説に分れ、その説が各々同数の場合」である(「最高裁判所裁判事務処理規則」9条2項2号)。
- 第二小法院は、長官を除いて4名で運営されているが、2対2となった場合には大法院で審理されることとなる。

相当な場合は 大法廷で審理 できる

- 「最高裁判所裁判事務処理規則」9条2項3号は、小法廷が、「大法廷で裁判することを相当と認めた場合」にも、事件は大法廷に回付されることを定めている。
- この規則の趣旨について、次のように説明されている。
- 「最高裁判所は、本来、大法廷で裁判するのがたてまえであり、ただ、事件数との関係上、一般の上告事件については、便宜、小法廷で審理、裁判をすることが認められているものであるから、事案の性質等にかんがみ、大法廷で裁判するのが相当と認められる場合には、大法廷で処理することが望ましい。そこで、その旨の規定が設けられたものである。
- 法廷で裁判することを相当と認めるについての認定の権限は、当該小法廷にある。大法廷のがわにおいて事件を大法廷に移すべき旨を決定する権限はない。
- 大法廷で裁判することを相当と認めるについての特別の基準は、存しない。**法令の解釈に関する重要な事項(刑訴法406条、旧民事上告特例法)のうちとくに重要なもの、事件の政治的または社会的影響がきわめて重大な場合、他の小法廷と意見を異にすることが予想される場合、新しい重要な法律問題等**がこれにあたるものとして考えられよう」と説明されている(同書94～95頁)。

被害者の遺族たちは、本件は、「大法院で裁判することを相当と認めた場合」に該当すると考える

- ① 本件は、原発の安全性を確保するために、原発の運営に当たる会社役員に、どのようなレベルの善管注意義務が課されているかという、**重大な法的問題の解釈が争われており**、「法令の解釈に関する重要な事項」「新しい重要な法律問題」を扱う事件である。
- ② 東京電力株主代表訴訟において、被告人らを含む役員4名に対して1兆3千億円余を東京電力に対して支払うことが命じられ、起訴されているだけでも44名の命が奪われた、**日本の歴史上類を見ない大事故**である。「事件の政治的または社会的影響がきわめて重大な場合」にもあたる。
- ③ 地裁判決、原判決には、双葉病院において発生した事故被害の認定が欠落しているだけでなく、「推本の長期評価」に津波対策を基礎づける信頼性がないという論旨は、最高裁の6・17判決、他の多くの原発損害賠償に関する判決、東電株主代表訴訟の判決（2022年7月13日東京地裁）などとも相反する。**被害者の遺族はもとより、本件事故によって影響を被った多くの市民の納得が得られていない。**
- ④ 6・17判決における、最高裁裁判官の審理の政府からの独立性について、具体的な疑念が表明され、司法に対する国民の信頼の根幹が揺らいでいる。6・17判決には、論理的にみても多数意見を凌駕する完成度の三浦判事による反対意見が付されている。**三浦意見に同調する最高裁判事が多数に上ることも予測され、「他の小法院と意見を異にすることが予想される場合」にも該当する。**

**第二小法廷で尾島
裁判官が三浦裁判
官に賛同することで、
事件は大法廷に回
付される！**



尾島明裁判官
(最高裁判所ホームページ)

最高裁第二小法廷

戸倉三郎長官 審理にほぼ参加しない。
三浦守裁判官
草野耕一裁判官
岡村和美裁判官
尾島明裁判官 新任

菅野博之裁判官の退任（退任後に長島・大野・常松法律事務所の顧問に就任）に伴って、新たに尾島明裁判官が任命されている。最高裁首席調査官や内閣法制局参事官などを務めたエリート裁判官である。

第二小法廷には理の通った反対意見を貫いた三浦守裁判官（元大阪高検検事長）も留任している。尾島裁判官が三浦裁判官に賛同することによって、小法廷は賛否同数となれば、事件が大法廷に回付される可能性もある。

第6部 結論と展望

東電を断罪した 東電株主代表訴訟判決を見習ってほしい

東電株主代表訴訟判決

「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかという、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、**ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが得ている情報を明らかにすることなく・・・いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる。**」（判決要旨 3 1 頁、3 2 頁）

安全意識や責任感が根本的に欠如

東電株主代表訴訟判決

「そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、**被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体(引用者注：これは土木学会を指している。)を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。**このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、**原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。**」(判決要旨32頁)

いわき市民訴訟の
仙台高裁判決は、
国の不作為の重大
な責任と東電の重
大な過失を断罪

2023年3月10日仙台高裁判決（いわき市民訴訟） 損害賠償請求訴訟の最高裁判決後、最初の判決

この判決は、国の国家賠償責任は否定したものの、国の義務違反について、「経済産業大臣が、長期評価により福島県沖を震源とする津波地震が想定され、津波による浸水対策を全く講じていなかった福島第一原発において重大な事故が発生する危険を具体的に予見することができたにもかかわらず、長期評価によって想定される津波による浸水に対する防護措置を講ずることを命ずる**技術基準適合命令を発しなかったことは、電気事業法に基づき規制権限を行使すべき義務を違法に怠った重大な義務違反であり、その不作為の責任は重大である**」と判示（判決28頁）

最高裁判決後も
国と東電の責任
については、仙台
高裁（いわき市
民訴訟）等の裁
判所による厳し
い見方は続いて
いる

仙台高裁判決（いわき市民訴訟）は、
東電の過失責任について、慰謝料算定のための事情として、

「被告東電は、平成14年7月の長期評価の公表後、これに基づ
く津波の試算を速やかに行っていない上、5年以上経過した平成
20年4月に東電設計から長期評価により想定される津波の試
算を受け、敷地の高さを越える津波が福島第一原発を襲う危険
性を具体的に認識し、想定される津波による施設の浸水を防ぐ
対策を検討したにもかかわらず、平成20年7月には対策を先送
りすることを決定し、何ら対策を講ずることなく、平成23年3月
11日の本件事故の4日前まで、保安院にも想定される津波の
試算を報告することもしず、福島第一原発の稼働を続け、対策
を講じていれば相当程度高い可能性をもって防ぐことができたは
ずの本件事故を発生させたのである。」

最高裁判決後も
国と東電の責任
については、仙台
高裁（いわき市
民訴訟）等の裁
判所による厳し
い見方は続いて
いる

（つづき）

「本件事故の際と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して**重大な原発事故が発生することを具体的危険として認識しながら、経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、周辺住民の生命身体や安全や環境をないがしろにしてきた**というほかはないことは、原告らの精神的苦痛の評価にあたって考慮するのが相当である。」と判断。（判決30頁）

私たちは最高裁で逆転勝利する！



・指定弁護士ら上告趣意書は、考え抜かれ、研ぎ澄まされた論理で書かれ、簡潔で、論旨は明快である。

・私たちも、このすばらしい上告趣意書の内容を広く市民に知ってもらうために力を注ぎたい。

・そして、**刑事控訴審判決の破棄、さらには国の責任を否定した国賠訴訟の最高裁判決の見直しを求めて、損害賠償請求事件の原告の皆さんとも協働して、最高裁に挑んでいきたい。**